

■ ■ ■ 城里町定額給付金についてのお知らせ ■ ■ ■

■ 目的

定額給付金事業は、景気後退下での住民の不安に対処するため、町民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて、町民に広く給付することにより、地域の経済対策に役立てようとするものです。

■ 申請・受給者及び給付対象者

- (1) 申請者・受給者（申請・受給できる方）
世帯主（外国人は各給付対象者）
※給付金を世帯内で分けて給付を受けることはできません。
- (2) 給付対象者
基準日（平成21年2月1日）に城里町において、次の①、②のいずれかに該当する方
 - ①住民基本台帳に記録されている方
 - ②外国人登録原票に登録されている方（短期滞在者を除く）※所得制限はありません。

■ 給付額

給付対象者1人につき 12,000円
ただし、65歳以上の方及び18歳以下の方は 20,000円
（65歳以上の方：昭和19年4月1日以前に出生した方）
（18歳以下の方：平成元年4月2日以後に出生した方）

■ 申請から給付までの流れ

郵送申請または窓口申請による口座振込み方式（※郵送申請方式を原則とします）

4月上旬

役場から申請書類・返信用封筒が各世帯へ簡易書留で送付されます

【申請受付期間】

4月13日(月)
↓
10月13日(火)
(6ヶ月間)

郵送申請または窓口申請となります

【申請に必要なもの】

- ①申請書（次の事項の記載が必要です。）
 - ・申請者（世帯主）の住所・氏名・押印
 - ・振込口座の金融機関名・支店名・口座種目・口座番号・口座名義人
- ②申請者本人確認書類の写し（必ず添付してください）
 - ・運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、健康保険証など本人を確認できる公的身分証明書の写し
- ③振込先確認書類の写し（必ず添付してください）
 - ・預金通帳の表紙をめくった見開きページの写し（口座番号、口座名義が確認できる箇所）

※記載には十分ご注意ください！
誤りがある場合は、給付金の振込み手続きに遅れが生じたり、振込みが出来なくなるおそれがあります。

上記の①・②・③を

返信用封筒（切手不要）で役場へ返送
(10月13日の当日消印有効)

役場特設窓口または各支所へ直接持参
※下記の期間は特設窓口を設置します。
期間：4月13日(月)～10月13日(火)
場所：役場本庁舎1階町民室

5月中旬～

申請書類・振込口座を確認し、給付決定通知書を送付。
定額給付金を口座へ振り込みます。
(申請書提出から指定口座に振り込まれるまで3～4週間程度かかる予定です。)
※給付は口座振込みを原則とし、現金給付は口座を持たない方が対象です。
現金給付の方は事務処理上、給付金の受給時期が遅れることになります。

■ 振り込め詐欺にご注意を!!

申請において不明な点があった場合、役場から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。もし、ご自宅や職場などに不審な電話がかかってきた場合は、迷わず下記までご連絡ください。

■ 問合せ

給付金全般について / 企画財政課 ☎ 029-288-3111 (内線231)
振り込め詐欺について / 笠間警察署 ☎ 0296-72-0110